

令和 2 年 9 月 8 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03131

研究課題名（和文）唐帝国の駅伝体制の特質とその時代的変遷 - 日本および宋の駅伝制との比較を踏まえて -

研究課題名（英文）Characteristics of the post horse system of the Tang Empire and its historical transition --Based on comparison with the post horse systems of Japan and the Song Dynasty

研究代表者

荒川 正晴（ARAKAWA, Masaharu）

大阪大学・文学研究科・教授

研究者番号：10283699

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：唐帝国の都である長安の四方に配置されていた関所の实地踏査を踏まえ、唐の駅道と関所がいかに関し、さらにはそれらを往来・通過するための許可書である過所が、それらとどのように関係していたのか、その一端を解明した。また、唐の駅伝制度を継受した日本や、唐帝国の崩壊後に形成された宋朝の同制度との比較を踏まえて、唐帝国の駅伝制度がどのような特質をもっている交通制度なのか検討し、国家丸抱えの交通体制のあり方を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

現在でも日本には、戸籍に本籍を登録するという制度が残されている。これは唐代に、担税層である百姓を対象に、州ごとに戸籍が作成され、その戸籍を管理する州県を「本貫」とし、百姓はそこからの移動を厳しく制限されていたことに由来している。つまり本貫の設定は、国家の人身支配の根幹に関するものであり、その体制を根底で支えていたのが、駅伝制度であり通行証である過所であった。唐の駅伝制度の特質に迫る本研究は、まさにそうした日本に大きな影響を与えた唐代の国家統治のあり方に迫るものである。

研究成果の概要（英文）：Based on the field survey of the checking stations located on all four sides of Chang'an, the capital of the Tang Empire, we clarified how the Tang post roads and the checking stations were linked to function, and moreover, the Tang passport for passing through them and the post roads, checking stations were related. Also, based on a comparison with the Japan relay system, which inherited the Tang system, and the Song relay system that was formed after the collapse of the Tang Empire, we examined what kind of characteristics the Tang Empire relay system had, and clarified the actual situation of the communication system in which the state bore everything.

研究分野：中央アジア古代史

キーワード：駅伝制度 関津 過所

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 未解決の三つの課題

本研究のテーマとする唐帝国の駅伝制研究に関する研究状況として、以下のような三つの課題が残されている。

日本の駅伝制度に関して得られた豊富な成果は、多くの研究上の示唆を唐帝国の同制度に対して与えるものである。それにもかかわらず相互の制度を比較し検討することは、これまでほとんど行われていない。

駅伝制度の研究と一口に言っても、秦漢～唐の時代までと、それ以降の時代とでは制度として大きく変容してゆく。とくに宋・遼・金・西夏を経て13世紀にユーラシア規模で成立したモンゴル帝国では、中華帝国などの駅伝制度を取り込みつつ、新たにジャムチ制度が設置されている。既に唐帝国においてもユーラシア東部世界の駅伝制度を中心に、中部の ulaq 制度を一部併せた交通体制を取っており、それが宋・遼・金・西夏の時代を経て、ジャムチ制度とどのようにつながっていたかを検討することは重要であるが、今まで検討の糸口すら見出せていないのが現状である。

唐帝国の駅伝制度自体の大きな問題として、そもそも全領域に張り巡らされていた公道を用いてどのような人・モノ・情報の流れを確立していたのか十分に解明されていない。とりわけ公道上に設置されていた関津と、そこを通過し公道を往来するための通行証が、具体的にいかなる機能を果たし、唐の交通体制を維持していたのか明らかにされていない。

(2) 本研究での課題

唐代前半までの人の移動やモノの流通に対する国家管理のあり方が、どのような特質をもち、それが時代を経るにしたがい如何に変容していくのかを見きわめるために、上掲の欠陥を埋めてゆく努力が求められている。

2. 研究の目的

本研究は、唐帝国の駅伝制度を再検討し、併せて宋朝や日本の洞制度と比較することにより、ユーラシア東部の移動・流通に対する公的管理のあり方とその時代的な変遷を究明することを目的とした。とくに今回の研究では、3年間という限定された期間のなかで、駅道の果たした役割と機能、および通行証(過所と公驗)とそれをチェックする関津の実態とその時代的な変容の解明に努めることを最も重視した。

3. 研究の方法

ユーラシア東部に形成された唐帝国の駅伝制度について、これまで十分に検討されてこなかった「天聖令」と中央アジア出土の文書史料を活用して再検討し、併せてそれと宋・日本の同制度とを比較検討するという方法を取った。とりわけ、駅道の役割と機能および駅道の利用を許可する通行証とそれをチェックする関津制度の実態解明とその時代的な変遷を中心に検討し、それを通じてユーラシア東部における人の移動やモノの流通に対する公的管理のあり方とその時代的な変遷を検討するようにした。なお本課題を検討するにあたっては、駅道上に配置された関所を対象として実地調査を行い、文献上では得られない情報を獲得することに努めた。

4. 研究成果

小規模ながらも研究班で会合をもち、それぞれの研究成果を踏まえて議論を重ねた。その結果、唐帝国の通行証(過所と公驗)および駅道上に配置された関津の役割や機能について新たな視角と知見を獲得することができた。まず通行証である過所について、その要点を示せば以下になる。

(1) 過所の性格

過所は、唐帝国では通行先を明確にした片道通行証である。宋代では、この過所は消滅してゆくが、ここに唐と宋の公用交通のあり方、ひいては王朝の地方統治のあり方の相違を明確に認めることができる。

有効範囲は、唐領内全域(「天下の州府」)におよぶ。したがって、地方で発給する過所は、その携帯者を遮ることなく通過させるように、通過する州県を始めとする諸機関に依頼する形式を取る。

通過する関所は明記されるものの、通行先までのルート(途次、滞在する州)については明確に指定されているわけではない。

公道を外れ、様々な州の「市」で交易することが可能となる。ただし出州にあたっては、「市令」による人畜チェックと州の長官による出境の許可が必要となる。

なお商人の場合、交易のために滞在する州で、逐一、出境の許可書を取得する必要がある。ただし、これが唐の全領域で実際に実行されていた体制であったのかどうかは、さらに検討を要する。

(2) 公験に関する問題点

唐では、これまで過所とは別に公験が通行証として発給されていたと捉え、これが過所と何が違うのか、長い間、議論されてきた。内藤湖南以来の龐大な研究の蓄積があるが、公験に関するこれまでの研究の問題点を挙げれば、以下のようである。

公験は、そもそも公的な許可書ないし証明書を意味する一般的な用語であり、過所と明確に区別して使う場合もあると同時に、過所そのものを公験と表現することもある。これまでの研究は、このことを考慮してこなかったために、無用な混乱を招く結果になった。なので、今後は公験という語を用いなくて検討すべきである。

研究班で、これまで公験として検討してきた文書史料の検討から得られた結論は以下のようである。

通行証を必要としない、近場での百姓の移動がある。

通常の内地方州の百姓であれば、近場（同一州内だけでなく、隣接州との往来）については、その間に関所がなければ、通行証は特に必要がなかった可能性は高い。ただし、原則として本貫百姓であれば、30日以内に本貫州に帰還することが定められていたと見られる。

隣接州との往来で、州と州の間に関所がある場合には、「往還牒」が発給される（30日以内に帰還する必要あり）。

通行証を必要とする、遠距離におよぶ百姓の移動については、遠隔地商人の交易活動では、過所だけで通行できたわけではなく、辺州では滞在・通過する各州の出境許可書を逐一取得してはじめて、遠距離間の往来が可能となっていた。これが、唐領内における遠距離交易活動の特徴となる。

(3) 商人の交易活動と通行証の関係

これまでの検討から、商人の交易活動と通行証については、以下のように結論付けることができる。

近距離での活動

州内および隣接州間の活動では、基本的に通行証は不要。

ただし、その活動範囲に関所がある場合、あるいは辺州域などでは、通行証（行牒や出境許可書）を発給。

遠距離での活動（2種類の通行証）

- ・過所（各州での交易 各州の出境許可書）
- ・「通牒」による通行・所持品の保証
（有効範囲は、牒の発給主体による）

(4) 関津に関する実地調査

本科研調査は、唐の帝都と地方州府を直結させる駅道の果たした役割と機能、および通行証（過所と公験）とそれをチェックする関津体制の実態を解明することを目的の一つとしているが、こうした目的を達成するための研究アプローチとして、帝都（長安）を取り囲んで設置された四方の関所〔四面関 ～ 〕を実地調査した。

2017年度は、研究分担者の伊藤一馬とともに、当初の調査計画にもとづき、上記関所のうち〔洛陽路（河南道方面）華州の潼関〕と、〔太原路（河東道方面）同州の蒲津関〕を中心に据え、これに〔靈州路（関内道方面）原州の隴山関（六盤関）〕を加えるかたちで、それぞれの関津の景観調査を行った。また荒川が検討を進めている唐代の駅伝制度と、伊藤が担当する宋代の同制度との比較については、不定期ながらも会合を設けて、制度としての相違部分に関して検討を進めた。

また2018年度は、研究分担者の伊藤一馬、研究協力者の市大樹とともに、当初の調査計画にもとづき、上記関所のうち〔益州路（山南西道・劍南道方面）岐州の散関〕と、〔涼州路（河西道方面）隴州の大震関（故関）〕を中心に、それぞれの関津の景観調査を行った。この景観調査により、いわゆる長安から西方に延びるシルクロードのルートが、単純に渭水沿いに通行できないものであったことを改めて確認した。また四川方面への交通ルートについても、散関が何故、長安から四川方面への複数ルート上にあった関所のうちで四面関に選ばれたのか、改めて検討することができた。

また荒川が検討を進めている唐代の駅伝制度と、伊藤が担当する宋代の同制度との比較については、不定期ながらも会合を設けて、制度としての相違部分に関して検討を進めた。研究協力者になっている市大樹にも、四面関の調査に参加してもらうことにより、唐代の関津制度について認識を共有するとともに、日本の古代駅伝制度との比較検討を進めた。

最終年度（2019年度）は、研究分担者の伊藤一馬、研究協力者の市大樹とともに、上記関所のうち未踏の〔商州路（山南東道方面）京兆府の藍田関〕の景観調査を行った。とくに藍田関については、関所として異称が多い点に注意すべきところはあるものの、他の四面関と異なり、文字資料上に関所として機能したことを示す痕跡がほぼ残されておらず、これがどのような理由によるものなのか議論する必要がある。

関津に関する実地調査を踏まえた検討については、2020年3月に予定していた最終的な総括の場で議論してまとめる予定であったが、コロナ禍のためにその場を設定することができず、まだ十分に議論が進んでいない。いずれそれらをまとめ、本研究の成果として公表する予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 4件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

| | |
|---|-------------------------|
| 1. 著者名 荒川正晴 | 4. 巻 3 |
| 2. 論文標題 粟特人与高昌国麹氏王室 | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 絲路文明 | 6. 最初と最後の頁 27-42 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |
| 1. 著者名 荒川正晴 | 4. 巻 5 |
| 2. 論文標題 ソグド人の交易活動と香料の流通 | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 専修大学 古代東ユーラシア研究センター年報 | 6. 最初と最後の頁 29-48 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |
| 1. 著者名 伊藤一馬 | 4. 巻 - |
| 2. 論文標題 南宋建立時期的中央政府和陝西地区 《宋西北辺境軍政文書》中的高宗《登極赦書》 | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 余蔚・平田茂樹・温海清（主編）『十至十三世紀東亜史の新可能性 首屆中日青年学者遼宋西夏金元史 研討会論文集』 | 6. 最初と最後の頁 183 - 199 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |
| 1. 著者名 伊藤一馬 | 4. 巻 47 |
| 2. 論文標題 Recent Japanese Scholarship on the Multi-State Order in East Eurasia from the Tenth to Thirteenth Centuries | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 Journal of Song-Yuan Studies | 6. 最初と最後の頁 193-205 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 荒川正晴 | 4. 巻 なし |
| 2. 論文標題 敦煌文書に見る妻の離婚、娘の財産相続 | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 中国ジェンダー史研究入門 | 6. 最初と最後の頁 127-134 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|---|--------------------|
| 1. 著者名 伊藤一馬 | 4. 巻 58 |
| 2. 論文標題 「宋西北辺境軍政文書」に見える宋代文書書式とその伝達 | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 大阪大学大学院文学研究科紀要 | 6. 最初と最後の頁 1-46 |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) http://dx.doi.org/10.18910/68250 | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である) | 国際共著 - |

〔学会発表〕 計5件 (うち招待講演 4件 / うち国際学会 1件)

| |
|---|
| 1. 発表者名 荒川正晴 |
| 2. 発表標題 ソグド人の交易活動と香木の流通 - 法隆寺伝来の香木と中央アジア出土文書を手がかりとして - |
| 3. 学会等名 専修大学古代東ユーラシア研究センター (招待講演) |
| 4. 発表年 2018年 |

| |
|---------------------------|
| 1. 発表者名 荒川正晴 |
| 2. 発表標題 シルクロード交易と香料の流通 |
| 3. 学会等名 懐徳堂記念会 (招待講演) |
| 4. 発表年 2018年 |

| |
|-----------------------------------|
| 1. 発表者名 荒川正晴 |
| 2. 発表標題 ユーラシア東部における仏教伝来と冥界觀の形成 |
| 3. 学会等名 早稲田大学東洋史懇話会（招待講演） |
| 4. 発表年 2018年 |

| |
|---|
| 1. 発表者名 伊藤一馬 |
| 2. 発表標題 《宋西北辺境軍政文書》中所見宋代文書書式与其伝遞：以宋代文書体系的復原為目的 |
| 3. 学会等名 第二屆宋遼西夏金元史的日中青年學者交流會（招待講演）（國際學會） |
| 4. 発表年 2017年 |

| |
|---------------------------------|
| 1. 発表者名 伊藤一馬 |
| 2. 発表標題 宋代劄子の諸相 |
| 3. 学会等名 中国四国歴史学地理学協会2017年度大会 |
| 4. 発表年 2017年 |

〔図書〕 計1件

| | |
|-----------------------|-----------------|
| 1. 著者名 荒川正晴（共編著） | 4. 発行年 2018年 |
| 2. 出版社 山川出版社 | 5. 総ページ数 413 |
| 3. 書名 中央ユーラシア史研究入門 | |

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

| | 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|-------------------|---|--|----|
| 研究 分 担 者 | 伊藤 一馬 (ITO Kazuma) (90803164) | 大阪大学・文学研究科・招へい研究員 (14401) | |